○外務省告示第百四十五号

令和七年十二月十九日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の署名が行われ、同協定は令和八年三月二十七日に効力を生じた。

令和八年四月十七日

外務大臣　茂木　敏充

情報の保護に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

前文

日本国政府及びニュージーランド政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報が国家安全保障のため相互に保護されることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

a　「秘密情報」とは、提供締約国の国内法令及び政策に従っていずれかの秘密指定に分類された全ての情報をいう。秘密情報は、その形態のいかんにかかわらず、提供締約国政府の権限のある当局によって作成され、当該権限のある当局の使用のために作成され、又は当該権限のある当局の管轄の下にあるものとする。

b　「権限のある当局」とは、各締約国政府により、秘密情報及び送付済秘密情報の保護について国内法令及び政策に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局として指定される締約国政府の機関をいう。

c　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

d　「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性をいう。

e　「秘密情報取扱資格」とは、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うための適格性であって各締約国政府の適当な手続により個人に付与されるものをいう。

f　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府をいう。

g　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

h　「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であって、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

i　「第三者」とは、この協定の締約国政府でないものをいう。ただし、この協定の適用上、いずれかの締約国政府が与える秘密情報取扱資格を有する個人は、第三者とはみなさない。

j　「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間で直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。

第二条　秘密保持の原則

送付済秘密情報は、この協定の規定に基づいて保護される。受領締約国政府は、この協定の規定に基づいて、かつ、自国の国内法令及び政策に従い、送付済秘密情報について、対応する秘密指定の水準において自国の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与える。

第三条　国内法令の変更

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、第十九条に規定するところに従ってこの協定の可能な改正について検討するため、第十七条に規定するところに従って相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令及び政策に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。

第四条　秘密指定

1　この協定に基づいて提供される秘密情報には、４に規定するいずれかの秘密指定を表示する。

2　表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。

3　受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び４に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	ニュージーランド
極秘（機密）／特定秘密（機密）	TOP SECRET
極秘／特定秘密	SECRET
秘／重要経済安保情報	CONFIDENTIAL
対応する秘密指定はないが、ニュージーランド政府により別段の通報がある場合を除くほか、秘として保護する。	RESTRICTED

第五条　秘密保持当局

1　国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国政府については、外務省

ニュージーランド政府については、外務貿易省

2　国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3　国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

4　両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通報する。

第六条　送付済秘密情報の使用

1　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三者に対して送付済秘密情報を提供してはならない。

2　受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策並びに提供締約国政府によって適用される制限に従って、受領締約国政府の権限のある当局の通常の任務のためにのみ送付済秘密情報を使用する。

3　提供締約国政府は、受領締約国政府による送付済秘密情報の使用、開示及び提供に係る追加的な制限並びに送付済秘密情報へのアクセスに係る追加的な制限を書面により定めることができ、また、受領締約国政府は、これらの制限に従う。

4　受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策に従って、送付済秘密情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を尊守する。

5　各締約国政府は、秘密情報取扱資格を有しており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持する。

6　受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策に従って、送付済秘密情報の配布及び送付済秘密情報へのアクセスを管理するために、送付済秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を定めておくものとする。

7　提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した送付済秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通報することができる。

8　受領締約国政府は、提供締約国政府の権限のある当局の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報の秘密指定を変更してはならない。